

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 企業版ふるさと納税

Q. 個人以外に企業にもふるさと納税があるそうですが、どのような制度なのですか？

A. 企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

寄附額は、寄附金の損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と税額控除(寄附額の最大6割(※))により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

※①法人住民税

寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

注意点は、次のとおりです。

- ① 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ② 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ③ 本社が所在する地方公共団体への寄附や、地方交付税の不交付団体である都道府県等への寄附は、対象になりません。

[企業が特定のCSOに対し寄附することを希望して支出する寄附金に係る法人税法上の取扱いについて | 福岡国税局](#)

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2017/pdf/06_20.pdf

所得税

★ 定額減税とふるさと納税

Q. 定額減税がふるさと納税の控除上限額に影響しますか？

A. 影響しません。

令和6年は、定額減税が実施されたこともあり、定額減税がふるさと納税の控除上限額に影響するのではと思われた人もおられるのではと思いますが、総務省の「個人住民税の定額減税に係るQ&A集」において、『令和6年度分の個人住民税におけるふるさと納税の特例控除額の控除上限額を、定額減税「後」の所得割額の2割とすると、ふるさと納税の控除上限額が引き下がり、令和5年中に既に地方団体に対する寄附を行った者に意図せざる不利益が生じる可能性があることから、定額減税「前」の所得割額の2割とすることとする』ことが公表され、同時に、令和7年度分の個人住民税については、上記の特例は設けていないが、地方税法第37条の2第11項等の規定により、令和7年度分についても、令和6年度分と同様の取扱いとなるとして、令和6年度分の個人住民税にも令和7年度分の住民税にも影響しないことが明確化されました。

したがって、令和7年度分のふるさと納税の控除上限額は定額減税前の所得割額をベースに算出されますので、定額減税がふるさと納税に影響を及ぼすことはありません。

★ 還付申告

Q. 今年は医療費がかなりかかりました。年末調整で清算できないそうですが、どのようにしたらいいですか？

A. 還付申告をします。

多額の医療費を支払ったり、令和6年中に住宅をローンで購入された場合などで、源泉徴収された所得税等の還付を受ける人は、確定申告(還付申告)が必要です。

令和6年分の確定申告の相談及び申告書の受付期間(確定申告期間)は、令和7年2月17日(月)から同年3月17日(月)までですが、還付申告は、令和7年2月14日(金)以前でも行うことができます。

給与所得者が還付申告できるのは、次のような場合です。

- ①多額の医療費を支出した日(医療費控除)
- ②ふるさと納税をした人(寄附金控除)
- ③一定の要件を満たすマイホームを取得して住宅ローンがある場合(住宅借入金等特別控除)
- ④マイホームに特定の改修工事をしたとき(住宅特定改修特別税額控除)
- ⑤耐震改修工事をしたとき(住宅耐震改修特別控除)
- ⑥特定支出控除の適用を受けるとき(給与所得者の特定支出控除)
- ⑦災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除)その他

なお、還付申告書は、過去に確定申告書を提出していない者は確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

[No.2030 還付申告 | 国税庁](#)

消 費 税

★ 消費税の2割特例

Q. 私は消費税の免税事業者ですが、得意先との関係で、インボイス発行事業者にならなくてはなりません。消費税の2割特例という制度があるそうですが、どのような内容ですか？

A. 消費税は、原則として、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を差し引いた税を納

める制度ですが、消費税の2割特例とは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者(課税事業者)になった事業者について、納付税額を売り上げに係る消費税額の2割とする特例をいいます。

適用が受けられる要件は、①インボイス発行事業者の登録を受けていること、②基準期間(個人事業者は2年前、法人は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下であることです。適用できるのは、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間です。

課税事業者がインボイス発行事業者となった場合でも、そのインボイス発行事業者となった課税期間の翌課税期間以後の課税期間において、基準期間の課税売上高が1千万円以下である場合には、原則として、2割特例の適用を受けることができます。

また、2割特例は、簡易課税制度のように事前の届出や継続して適用しなければならないという制限はなく、申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することにより、適用を受けることができます。

[2割特例\(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置\)の概要 | 国税庁](#)

[2割特例 特設ページ | 国税庁](#)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023010-021.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0024003-131.pdf>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023008-043.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/s07.pdf>



★ 手形等のサイトの短縮(注意喚起)

Q. 公正取引委員会から手形等のサイトの短縮について注意喚起がされたとか。どんな内容ですか？

A. さきごろ、公正取引委員会から、手形等のサイトの短縮について(注意喚起)が行われました。

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法に基づく定期調査において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っており、かつ、現金払への変更や手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はないと回答した親事業者約600者に対し、令和6年11月1日以降に手形等により下請代金を支払う場合には、手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める注意喚起を行いました。

そして、これを守らない場合は、下請法で禁止されている「割引困難な手形の交付」等に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導等の措置を採るとしています。

また、支払方法を手形等から現金払に変更したり、手形等のサイトを短縮する際に、下請代金を従来の金額から一方的に引き下げたり、発注時に決定した下請代金を発注後に減額する等の行為や支払方法を手形等から現金払に変更する際に、下請事業者の給付を受領した日から起算して6日を超えて支払期日を定める行為は、下請法で禁止されているとして注意を促しています。

[約束手形等の交付から満期日までの期間の短縮を事業者団体に要請します \(METI/経済産業省\) \(令和6年10月1日\)手形等のサイトの短縮について | 公正取引委員会](#)